

旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画検討懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第6条に基づく住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「供給促進計画」という。）の策定のため、「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画検討懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は次に掲げる事項について、意見交換等を行う。

- (1) 供給促進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、供給促進計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 賃貸住宅の取引等に関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(報償)

第5条 参加者への謝礼は、懇談会1回につき2,000円とし、懇談会開催ごとに支払うものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、建築部建築総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、建築部建築総務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。